

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県糟屋郡久山町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第7号、別表第二の第13、116の項 ① 支給認定（入所）要件の審査、確認、認定 ② 保護者及び児童情報の照会、確認 ③ 保育料算定に必要な各種情報の照会、確認 ④ 保育料の決定、徴収、保育料収納情報の管理 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー間の情報提供
③システムの名称	福祉総合システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、世帯構成員情報ファイル、調定収納ファイル、所得情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第8、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8、68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会事務） ・番号法第19条第7号、別表第二の第13、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条 （情報提供事務） なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課、教育課
②所属長の役職名	福祉課長、教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久山町役場 福祉課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバ・ソフトウェア	福祉総合システム、住民情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ・ソフトウェア		
平成28年9月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番94 子ども育て支援法第20条 等	・番号法第9条第1項、別表第一の第8、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための (情報照会事務)		
平成28年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号、別表第二項番116	・番号法第19条第7号、別表第二の第13、116		
平成29年12月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康福祉課、教育課		
平成29年12月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康福祉課長 物袋 由美子	健康福祉課長 物袋 由美子 、 教育課長 久芳 義則		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課、教育課	福祉課、教育課		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康福祉課長 物袋 由美子 、 教育課長 久芳 義則	福祉課長、教育課長		
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3 632番地 久山町役場	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3 632番地 久山町役場 福祉課		
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和3年6月17日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年6月17日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		